

# 大阪デスティネーションキャンペーン(アフターキャンペーン) プロモーション業務 企画提案公募要領

## I 委託業務名称

大阪デスティネーションキャンペーン(アフターキャンペーン) プロモーション業務

### (1) 業務の趣旨・目的

大阪デスティネーションキャンペーン(以下、「大阪 DC」という。)は、2025 年大阪・関西万博の誘客促進を行うとともに、大阪の歴史、文化、食、エンターテインメントなどの豊富な観光資源をさらに磨き上げ、魅力を全国に広く発信し、万博会場のみならず大阪府内全体への周遊及び滞在促進を行うことを目的としており、行政、観光関連団体、経済団体などで構成する大阪デスティネーションキャンペーン推進協議会(以下、「協議会」という。)が、事業主体として実施するものである。

本業務は、大阪 DC や大阪・関西万博終了後も、引き続き大阪府内の魅力を PR し、大阪周遊を促進すべく、JR 西日本管内で実施する大阪 DC アフターキャンペーン(以下、「アフター DC」という。)において、体験型観光コンテンツやイベント、観光スポットなどを掲載したガイドブック、WEB サイト、ポスター、並びにデジタルサイネージ用データ等を制作する。

※アフター DC は、JR 西日本管内において、令和 8 年 4 月 1 日(水)から実施する。

実施期間は 3～6 ヶ月の予定であり、変更する場合がある。

### 大阪 DC のコンセプト

2025 年大阪・関西万博の機運醸成、誘客促進を図るため、大阪の歴史、文化、食、エンターテインメントなどの豊富な観光資源をさらに磨き上げ、魅力を全国に広く発信し、万博会場のみならず大阪府内全体への周遊及び滞在促進を行うことをめざす。

### 大阪 DC のキャッチコピー・ロゴ

<キャッチコピー> 来てな!オモロイがいっぱい大阪旅 <ロゴ>



### 「デスティネーションキャンペーン」について

JR6社(北海道・東日本・東海・西日本・四国・九州)と自治体が共同展開し、地域の魅力を発信し、誘客促進する全国規模の観光キャンペーンである。

### 「大阪デスティネーションキャンペーン推進協議会」について

行政、観光関連団体、経済団体などが一体となり、大阪・関西万博の機運醸成、誘客促進を図るため、大阪の豊富な観光資源をさらに磨き上げ、魅力を全国へ広く発信し、大阪府内全体への周遊及び滞在促進を行うことを目的とし、観光資源の開発・魅力向上や広報宣伝に関する取り組みを行うこととしており、令和 5 年 8 月に設立した。

<協議会参画団体>

行政	大阪府、大阪市、堺市、大阪府市長会、大阪府町村長会
観光関連団体	(公財)大阪観光局、西日本旅客鉄道(株)、大阪市高速電気軌道(株)、 近畿日本鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、京阪ホールディングス(株)、 阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、(一社)大阪バス協会、 (一社)日本ホテル協会、大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合 (一社)日本旅行業協会、(一社)全旅協大阪府旅行業協会、 (協組)大阪府旅行業協会
経済団体	大阪商工会議所

- (2) 業務内容  
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託金額の上限額  
23,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 実施主体  
大阪デスティネーションキャンペーン推進協議会  
※企画書宛名は必ずこの名称にすること。
- (5) 契約期間  
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）まで

## 2 スケジュール

令和 7 年 8 月 1 日（金曜日）	公募開始
令和 7 年 8 月 7 日（木曜日）午後 5 時	質問受付締切
令和 7 年 9 月 1 日（月曜日）午後 5 時	提案書類提出締切
令和 7 年 9 月上旬	プレゼンテーション審査
令和 7 年 9 月中旬	契約締結・業務開始
令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）	業務終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
- イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づ

く入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
  - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
  - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 大阪府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

#### 4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりとする。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

##### (1) 公募要領の配布

###### ア 配布期間

令和7年8月1日（金曜日）から令和7年9月1日（月曜日）午後5時まで

###### イ 配布場所及び配布方法

公益財団法人大阪観光局ホームページ（対面での交付は行わない）

[https://octb.osaka-info.jp/news\\_bid/](https://octb.osaka-info.jp/news_bid/)

##### (2) 応募書類の受付

###### ア 受付期間

令和7年8月1日（金曜日）から令和7年9月1日（月曜日）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）

###### イ 受付場所

公益財団法人大阪観光局 観光事業部（担当：岡野・福田）

住 所：大阪府中央区南船場4-4-21 TODA BUILDING 心齋橋5階

###### ウ 提出方法

書類は、「4（2）イ受付場所」に持参すること。

その際、あらかじめ「8 問い合わせ先・書類提出先」へ持参日時のアポイントをとること。担当者がいない場合は、応募書類を受け付けない。また、郵送、メール等による提出も受け付けない。

##### (3) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本15部）

イ 企画提案書（様式は以下の通り：正本1部、副本15部）

① 様式：40枚以内、文字サイズ10.5ポイント以上

② 以下の内容を盛り込むこと

・提案内容

###### ■ガイドブック

・構成

・表紙、中面デザイン案4頁程度を、複数提案すること。

・デジタル媒体での提供方法

###### ■WEBサイト

・構成、デザイン案

※現在の大阪 DCWEB サイトを改修する前提での提案とすること。

###### ■ポスター・デジタルサイネージ用データ

・デジタルサイネージ用データは、指定の大きさに変換したもの。

ウ 共同企業体での参加の場合

- ① 共同企業体届出書
- ② 共同企業体協定書（写し）
- ③ 委任状
- ④ 使用印鑑届

エ 応募金額提案書（様式2：正本1部、副本15部）

オ 見積書（様式自由：正本1部、副本15部）

- ・必ず積算単価及び数量等を明記し「一式」という表記は極力避けること。
- ・総額には消費税等の諸税や今後想定される支出を必ず計上すること。

カ 誓約書（参加資格関係）（様式3：正本1部、副本不要）

キ 事業実施体制（様式自由：正本1部、副本15部）

- ・業務体制図
- ・類似事業の業務実績
- ・事業者概要（パンフレットがあれば添付すること）

ク 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること）

ケ 以下①～③の3点（場合による）

- ① 法人の履歴事項全部証明書（登記情報提供サービスによるものでも可）（1部）
  - ・法人の場合に提出
  - ・発行日から3カ月以内のもの
- ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
  - ・個人の場合に提出
  - ・発行日から3カ月以内のもの
  - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
  - ・個人の場合に提出
  - ・発行日から3カ月以内のもの
  - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

- ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
  - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代える。
- ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 財務諸表の写し（正本1部、副本15部：最近2カ年のもの、半期決算の場合は4期分）

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書なお、有価証券報告書提出会社については、上記ア～ウに加えてキャッシュフロー計算書および注記

シ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

- a 常用雇用労働者数が40.0人以上の事業主の場合
  - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40.0人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（国様式第6号）」の写し

- ・ 公示の日の直前の6月1日現在（6月2日から7月14日までに公示された場合は、前年の6月1日現在）の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの。（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要だが、到達を確認できる書類を併せて提出すること。）
  - b 常時雇用労働者総数が40.0人未満の事業所の場合
    - ・ 「障がい者の雇用状況について」（様式4）1部
- ス ア～シの電子データ（PDF）
- ・ CD-Rなどの記録媒体で提出すること。

(4) 提案にかかる応募書類及び添付書類の返却

提案にかかる応募書類及び添付書類は理由の如何を問わず、返却しない。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(5) 提案にかかる応募書類及び添付書類の不備

提案にかかる応募書類及び添付書類に不備があった場合、審査の対象とならないことがある。

(6) その他

- ア 応募は1者1提案とする。
- イ 応募書類及び添付書類は、正本はカラー印刷とする。（副本はモノクロ印刷でも可）  
また、副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号等）を黒塗りする等して、提出すること。
- ウ 応募に要する経費はすべて応募者の負担とする。
- エ 提出時には一切の質問に応じない。
- オ 提出後の資料追加、差し替え及び補正は一切認めない。  
（協議会が補正等を求める場合を除く。）
- カ 応募書類及び添付書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。
- キ 受付後の応募申込みの撤回は認めない。

## 5 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年8月7日（木曜日）午後5時まで

(2) 質問方法

- ア 質問票（様式5）を電子メール（osakadc@octb.jp）で受け付ける。
- イ 電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けない。
- ウ 提出書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。
- エ 質問への回答は、質問受付締切後、準備でき次第、公益財団法人大阪観光局ホームページ（[https://octb.osaka-info.jp/news\\_bid/](https://octb.osaka-info.jp/news_bid/)）に掲載し、個別の回答はしない。

## 6 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する事業者選定審査会による審査を行い、最優秀提案事業者及び次点者を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、プレゼンテーション審査(対面またはオンライン)にて行う。なお、必要に応じ、応募者に対して個別に応募書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ウ 最優秀提案事業者の評価点(平均点)が、審査の結果100点満点中60点未満の場合は採択しない。なお、審査は非公開とし、審査内容に係る異議や質問は一切受け付けない。

エ 最優秀提案者は特別な理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

### (2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
ガイドブック・WEBサイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪に行ってみたいと思えるような提案となっているか。</li> <li>・大阪の魅力が盛り込まれた提案となっているか。</li> <li>・周遊、滞在促進につながる提案となっているか。</li> <li>・観光客の多様なニーズに応えられる提案となっているか。</li> <li>・見やすくわかりやすい紙面・WEBデザインでの提案となっているか。</li> </ul>	50点
ポスター・デジタルサイネージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪に行ってみたいと思えるような提案となっているか。</li> <li>・大阪の魅力が盛り込まれた提案となっているか。</li> <li>・駅構内など、掲出場所や方法を効果的に活かした提案となっているか。</li> <li>・印象に残る独創的な提案となっているか。</li> </ul>	25点
実施体制(運営業務)及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案業務の実施体制やスケジュールは具体的で、本業務を実施するのに十分か。</li> <li>・提案者の過去の実績等を踏まえ、有する専門性、ネットワーク、ノウハウは本業務を実施するのに十分か。</li> <li>・提案者の経営状況、財務状況について、本業務を遂行する能力はあるか。</li> </ul>	15点
障がい者雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常用労働者40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40.0人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているか。</li> </ul>	5点
価格点	<p>【価格点の算定式】</p> <p>満点(5点)× 提案価格のうち最低価格/自社の提案価格</p> <p>※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入した数値を得点とする。</p>	5点
合計		100点

### (3) 審査結果

ア 審査結果は、契約交渉の相手方が決定した後、採否を問わず、協議会から応募された全応募者に対して文書により通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を公益財団法人大阪観光局ホームページ ([https://octb.osaka-info.jp/news\\_bid/](https://octb.osaka-info.jp/news_bid/)) において公表する。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案事業者の名称
- ③ 全提案事業者の評価点
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由
- ⑤ 選定審査会審査員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

ア 「3 公募参加資格」に該当しない場合

イ 事業者選定審査会審査員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること

ウ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと

エ その他審査結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと

## 7 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に決定された者と協議を行い、協議会で決定の上、契約を締結する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協議会と詳細を協議すること。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。  
ただし、協議会と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、概算払いをすることができるものとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協議会は契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次の①又は②のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - ① 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - ② 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をも

って代えることができる。

- ① 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- ② 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ③ 銀行又は協議会が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- ④ 銀行又は協議会が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- ⑤ 銀行又は協議会が确实と認める金融機関に対する定期預金債権。  
この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- ⑥ 銀行又は協議会が确实と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は当該保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を協議会に寄託しなければならない。
- ② 本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間で2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しない恐れがないと認められる場合。

## 8 問い合わせ先・書類提出先

公益財団法人大阪観光局 観光事業部 （担当：岡野・福田）

住 所：大阪府中央区南船場4-4-21 TODA BUILDING 心齋橋5階

メール：[osakadc@octb.jp](mailto:osakadc@octb.jp)

電 話：06-6282-5910

（ただし、休日（土休日）を除く午前10時から午後5時まで）